

受託単価規定

一般社団法人 RCF

1. 目的

この規定は、一般社団法人 RCF が外部から受託する業務に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

標準業務受託単価を職務区分に応じ、基準日額および基準時間単価をもって定める。

単位:円(税抜)

| 種別 | 基準日額 | 基準時間単価 | 職務内容 |
|--------------|---------|--------|-------------------------------------|
| ディレクター | 113,600 | 14,200 | 全ての業務を監理し、最終的な責任を負う。 |
| 統括コーディネーター | 79,100 | 9,875 | 業務全般に精通し、担当プロジェクトの計画立案・実施に責任を負う。 |
| シニアコーディネーター | 54,300 | 7,413 | 上席者の指揮・指示のもと、プロジェクトチームを率い、業務にあたる。 |
| コーディネーター | 48,400 | 6,050 | 上席者の指揮・指示のもと、プロジェクトチームの中核として業務にあたる。 |
| ジュニアコーディネーター | 39,000 | 4,875 | 上席者の指揮・指示のもと、業務の円滑な遂行のため作業に従事する。 |

3. 附則

平成 28 年 1 月 1 日:制定

平成 29 年 1 月 1 日:改定

平成 30 年 1 月 1 日:改定

令和元年 6 月 1 日:改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

以上